

問い合わせ先	
担当課 百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議 事務局 (大阪府咲洲庁舎 37 階)	担当課 文化観光局 文化部 世界遺産課
直 通 06-6210-9742	直 通 072-228-7014
F A X 06-6210-9316	内 線 4680、4681
	F A X 072-228-7251

第9回百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会を開催します

このたび、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会(※)では、下記のとおり会議を開催しますので、お知らせします。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当会議については会場に傍聴席を設けず、ウェブによるライブ配信に限定しますので、併せてお知らせします。

記

- 日時
令和2年12月15日(火) 午後3時から午後5時まで
- 場所
大阪府咲洲庁舎 38 階 会議室 (大阪市住之江区南港北 1-14-16)
- 議題
(1) モニタリングについて
(2) 遺産影響評価および遺産影響評価関連事業について
(3) 本年度事業について
(4) 百舌鳥エリアにおけるガス気球試行運行について

※議題 (1) から (3) は公開、(4) については非公開とします。
(大阪府情報公開条例第8条第1項第4号に該当する情報に関し審議するため)

- その他
 - 報道関係者及び傍聴を希望される方向けに、会議の様子は「YouTube」百舌鳥・古市古墳群動画チャンネル (https://www.youtube.com/channel/UC62_c2QNYA72zBqL9EU4-yA/videos) にてライブ配信します。
 - 資料は、会議開催時間に合わせ、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議」のホームページ (<http://www.mozu-furuichi.jp/>) に掲載します。
 - 当日、会場にお越しになられても傍聴はできません。

(※) 百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会

学問的・専門的な観点から資産の保存管理及びその周辺環境の保全等について助言を行う機関。

百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会設置要綱第6条の規定に基づく学術委員会として、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 委員会は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会（以下「協議会」という。）に対し、学術的な見地から資産及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する助言、報告を行う。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会の会長が委嘱する委員をもって構成する。

(役 員)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 委員長は、委員の互選とする。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

5 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会委員名簿

(R2年9月1日時点)

氏名	勤務先	役職名	専門分野
岡田 保良	国土舘大学	名誉教授	建築史・文化遺産 日本イコモス国内委員長
宗田 好史	京都府立大学	教授	都市計画・世界遺産 日本イコモス国内委員
和田 晴吾	兵庫県立考古博物館	館長	考古学
福永 伸哉	大阪大学大学院	教授	考古学
西村 幸夫	國學院大学	教授	都市計画・都市景観計画 前日本イコモス国内委員長
稲葉 信子	放送大学	客員教授	遺産論・建築史 日本イコモス国内委員
田中 哲雄	日本城郭研究センター	名誉館長	史跡整備
増田 昇	大阪府立大学	特認教授	緑地計画学・都市計画
ウェルナー・シュタインハウス	広島大学	客員准教授	考古学

敬称略